記者発表資料

平成２６年８月２７日
国　土　交　通　省
山形河川国道事務所

最上川河川敷から発生した伐採木を無償提供します

～　伐採木の有効活用の取り組み　～

山形河川国道事務所では、河川工事を実施する際に支障となる樹木や、洪水時に流れを阻害したり、河川巡視の妨げとなっている河道内の樹木を伐採しています。伐採で発生した木については、資源の有効活用を図るため地域の皆様に無償提供します。
伐採木は調理用加熱用薪、きのこ原木、ほだ木として利用可能です。なお、菌床用培地・調理用加熱用木炭としては利用できません。

○提供期間及び場所

①提供期間

平成２６年９月１日（月）　～　平成２７年３月２７日（金）　※期間中の９時～１６時
なお、提供場所毎に提供開始日が異なりますので、申込時に各出張所へご確認下さい。

②申込受付及び連絡先

平成２６年９月１日（月）からの土曜日、日曜日、祝日を除く９時～１６時
各出張所へお申し込み下さい。

寒河江出張所　〒991-0043　寒河江市大字島字島東 239
電話　0237-86-3069　　ＦＡＸ　0237-86-6206
長井出張所　〒993-0002　長井市屋城町 4-39
電話　0238-88-2310　　ＦＡＸ　0238-84-1142
南陽出張所　〒999-2232　南陽市三間通 14
電話　0238-43-2011　　ＦＡＸ　0238-43-2411

③提供場所

提供場所は、以下の６市町で提供します。なお、詳しい提供場所は、申込時に各出張所へご確認下さい。

《提供場所》東根市、山形市、中山町、長井市、南陽市、米沢市の伐採木提供場所

山形河川国道事務所ホームページ　　http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/

《発表記者会：山形県政記者クラブ》

問い合わせ先	
国土交通省	国土交通省山形河川国道事務所　TEL　０２３－６８８－８９４２ 技術副所長　木村（きむら）　伸一（しんいち）（内線 204） 河川管理課長　鈴木（すずき）　浩（ひろし）（内線 331）

【別紙】

１．提供方法

○申込書に必要事項を記入し、管理する各出張所の確認を受けた後に、提供場所から伐採木をお持ち帰り頂きます。

※申込用紙は、山形河川国道事務所ホームページ（URL http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/）から印刷して頂くか、各出張所で配布しています。

○伐採木お持ち帰りの際の積込み、運搬は各自で行って頂きます。なお、積込み、運搬時の事故及び引き取り後の使用における事故等については、国土交通省では一切責任を負いません。十分注意していただくようお願いします。

○お一人軽トラック２台分までです。

○多くの皆様に活用して頂くことを目的としているため、営利目的で利用される方の持ち帰りはお断りします。また、無断での持ち帰りは行わないで下さい。

２．提供場所

提供場所は、各出張所毎に以下のとおりです。詳しい提供場所は、申込時に各出張所へご確認下さい。

《寒河江出張所》

・東根市内　　１箇所（長瀞地内）
・山形市内　　１箇所（志戸田地内）
・中山町内　　１箇所（長崎地内）

《長井出張所》

・長井市内　　２箇所（金井神地内、平山地内）

《南陽出張所》

・南陽市内　　１箇所（宮崎地内）
・米沢市内　　１箇所（窪田地内）

３．伐採木について

○提供する伐採木は、運搬を考慮して短く切断してあります。（１ｍ程度）

○提供する伐採木の種類は、ヤナギ、ニセアカシアなど河川敷に繁茂している樹種です。



長井市金井神地内の仮置き状況

受付番号：＿＿＿＿＿＿

伐 採 木 受 領 申 込 書

申 込 年 月 日		平成　　年　　月　　日
申込者	氏　名	（年齢：　　歳代）
	住　所	
	連絡先	ＴＥＬ：
利　用　目　的		**調理用加熱用薪　・　きのこ原木　・　ほだ木**
希　　望　　量		軽トラック＿＿＿＿台分
搬出希望日時		平成　　年　　月　　日　　時頃

受領した伐採木は、不法投棄、転売等の無いよう、責任を持って管理し、有効利用することを確約します。

申込者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

平成　　年　　月　　日申込のありました伐採木については、
＿＿＿月＿＿＿日＿＿＿＿時頃に搬出をお願いします。なお、搬出の際の事故等には十分ご注意下さい。

〈受　付〉
平成　　年　　月　　日　　出張所　担当者：＿＿＿＿＿＿＿＿印

※申込書に記入いただいた住所、氏名、連絡先、電話番号等の個人情報は伐採木提供の事務のみに使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

〈伐採木提供に関する注意事項〉

○本申込書に必要事項を記入の上、申込受付（提供場所を管理する出張所）で受付担当者の確認を受けた後、伐採木を受領して下さい。
なお、受付担当者の確認印、受付番号のない申込書は伐採木を提供できません。

○伐採木の提供にあたり、申込者全員に対し伐採木が行き渡るよう配慮しておりますが、申込時点で現場に伐採木がある場合でも先着順のため、提供できない場合があります。

○搬出日については、伐採木提供場内の混雑等を防止するため、ご希望日とならない場合があります。

○受付は、原則、お一人１回までの受付といたします。

○１回に搬出できる伐採木は軽トラック２台分となります。

○伐採木搬出の際の積込み、運搬は申込者個人で行って下さい。

○各出張所の指示に従って下さい。なお、指示に従わない場合、伐採木の提供をお断りする場合があります。

○搬出の際の事故及び引き取り後の使用における事故等につきましては、国土交通省では一切責任を負いません。十分注意していただくようお願いします。

【 参 考 】

河川支障木の放射性物質の指標値について

【国が示した当面の指標値】放射性セシウムの濃度の最大値(ｾｼｳﾑ 134 及びｾｼｳﾑ 137 の合計値)
・調理用加熱用薪　・・・・・　４０ベクレル／ｋｇ（乾重量）以下
・きのこ原木・ほだ木　・・・　５０ベクレル／ｋｇ（乾重量）以下

【国が示した当面の指標値根拠】
・「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について(H23.11.2 付け林野庁林政部経営課長等通知)」及び「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定についての一部改正について(H24.8.30 付け林野庁林政部経営課長等通知)」

※菌床用培地・調理用加熱用木炭として利用する場合の検査を実施しておらず、安全性が確認できないため利用を制限しています。